

第59回農地総会議事録

開催日時	令和4年5月6日（金） 午後3時30分から	
開催場所	高知市役所本庁舎6階 612・613会議室	
出席委員	・大崎 恭寿・池澤 誠・西本 統洋・植田 俊博・加藤 孝幸・廣井 千里 ・中島 義幸・久保田 彦昭・大野 哲・竹内 佳代・中島 正根・山本 和正 ・前田 眞作・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・中村 富貴・矢野 強 以上18名	
欠席委員	・森田 浩明 以上1名	
事務局出席者	近森事務局長・永野次長・竹内係長・島田主任・岡本主査補 以上5名	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件 ⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件 	
備考〔添付書類〕	○第59回農地総会議案書 ○現地案内図 ○転用許可申請等の結果について（報告） ○令和4年度 今後のスケジュール（予定）	

<p>つ開 議 長</p>	<p>(上田博 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 3 時 30 分)) ただいまより第 59 回農地総会を開催いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>欠席委員の報告を行います。欠席委員は、森田浩明委員の 1 名です。 委員総数 19 名中 18 名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長</p>	<p>総会会議規則第 23 条第 2 項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、廣井千里委員と久保壽美男委員の 2 名にお願いいたします。</p>
<p>議 事 議 長 岡本主査補</p>	<p>只今から、議案の審議を行います。 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。 今月は全体で 8 件の申請が出されております。 案件 1 は、宗安寺、畑、39 m²を、譲受人の経営農地に隣接していることによる耕作便利のため、贈与により所有権を移転するという申請です。 現地案内図は No. 1 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑色部分が譲受人の経営農地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有及び借り入れしている農地を全て耕作しており、今回の申請地ではイチジクを栽培する予定であるとのことです。 農機具については、トラクターなど 4 台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しており、また妻と長男も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。 続きまして、案件 2 は、宗安寺、畑、1,671 m²外 1 筆、合計 1,706 m²の内、持分 2 分の 1 を、贈与により所有権を移転するという申請でしたが、譲受人の経営農地に一部管理が不十分な土地があり、管理のできた後に申請しなおすため、令和 4 年 5 月 2</p>

日付で取下願いが提出され同日付でこれを受理しました。

続きまして、案件3は、鏡大河内、田、1,519 m²外1筆、合計1,806 m²を、譲受人が贈与により所有権を取得するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しており、妻も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従うこととし、周辺農地の耕作条件にも合わせるため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件4は、横浜、登記地目田、現況畑、148 m²を、譲受人の自宅が申請地の近隣にあることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作しており、申請地ではスモモ、文旦を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど計4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているほか、妻も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、これまで通り果樹の栽培を継続して行うため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、議案書は3ページから4ページにまたがり、案件5は、土佐山都網、田、345 m²の外3筆、合計7,208 m²を譲受人の新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください、ピンクで囲んでいる部分が申請地です。

申請地4筆のうち字池ノ本の2筆につきましては一部に利用権が設定されておりましたが、4月10日付けで合意解約の協議が整い、農地法第18条第6項の規定により合意解約通知がなされた後の3条の許可申請となっております。なお、合意解約については、議案外報告で後ほどご説明します。

また、譲受人は農地台帳の登録がないため耕作計画書を添付していただいております。

申請書の別添及び耕作計画書の内容によりますと、譲受人は、今回の申請地では野菜類を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については、現在保有しておりませんが農業を指導してくれる耕作協力者に借りるとのことです。

譲受人は知人の農地にて1年ほど農作業の経験があり、今後は農業に常時従事し、夫も農業に常時従事するため取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等については地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人の経営面積は0㎡となっておりますが、本案件が許可になりますと経営面積は7,208㎡となりますので下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして議案書4ページの案件6は、春野町弘岡下、畑、690㎡外1筆、合計742㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地となります。

なお、本件の対象の土地は未相続地となっており相続財産管理人からの申請となっております。

相続財産管理人については、裁判所の審判書の写しが添付されていることを事務局で確認しております。

また、申請地については、別の方と農地法第3条による賃借権が設定されておりましたが、申請に先立ち4月15日付で、農地法第18条第6項の合意解約書が提出されております。なお、合意解約通知の件につきましては後ほど議案外報告でご説明いたします。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、大根、白菜、柿を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど計5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に父母も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、周辺の農地へは特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件7は、春野町弘岡下、登記地目田、現況畑、1,080㎡を、譲受人の経営農地に隣接する耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

また、申請地は現在、利用権を設定して譲受人が耕作している土地となっております。

なお、既に賃借権を有している土地の所有権を取得した場合、賃借権と所有権が混同することとなるため、賃借権は自動的に消滅し、所有権だけが残ることとなります。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地で、緑に塗ったところが譲受人の経営農地になります。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、キュウリを栽培する予定とのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど計11台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻と母、子ども夫婦も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、これまでも利用権を設定して耕作しており、今後も同様に耕作をするため、特に影響を及ぼす恐れはないものと考えられるとのことです。

続きまして案件8は、春野町芳原、登記地目・雑種地、現況畑、429㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、柿を栽培する予定とのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど計3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に子どもも農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周辺地域の農地の耕作条件に合わせるため、特に影響がないと考えられるとのことです。

なお、本件申請地は登記名義人が2名ともお亡くなりのため、それぞれの相続人からの申請となっており、相続権者全員からの申請であることを確認しております。

以上、案件2以外の案件につきましては、農地法第3条第2項には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をいただいております。

以上で、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。

議長

説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。

加藤委員	申請が取り下げとなった案件2以外の、案件1、案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	はい、ありがとうございました。続いて、第二事前審査会の中島副委員長から報告をお願いいたします。
中島委員	案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	はい、ありがとうございました。続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。
山本委員	案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	はい、ありがとうございました。続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件6、案件7、案件8については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	はい、ありがとうございました。事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります 申請が取り下げとなった案件2を除き、全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、そのように決定いたします。 続きまして、第2号議案、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。 貸借権と中間管理権の設定がありますが、一括して審査いたします。事務局より議案の説明をお願いします。
岡本主査補	①農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による計画の件、の貸借権設定についてご説明いたします。 今月は全体で24件の申請が出されております。内訳は利用権の新規案件が17件、更新案件が7件となっております。議案書は7ページに利用権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定するものが24人で延べ25人、利用権の設定を受けるものが9人で延べ25人となっております。土地の内訳は、田が32筆で29,250.98㎡、畑が13筆で8,317㎡、合計45筆37,567.98㎡となつ

ております。設定の内訳を見ますと、新規設定が 32 筆で 27,278 m²、更新設定が 13 筆で 10,289.98 m²、合計 37,567.98 m²となっております。利用権の期間別の設定状況及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、新規設定の案件のみ、ご説明します。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和 4 年 6 月 1 日からとなっております。

議案書は 8 ページから 9 ページをご覧ください。案件 2 は、五台山と介良丙が混在した案件で、五台山、田、472 m²外 6 筆、合計 2,536 m²を、5 年間貸すという、賃貸借権の新規設定です。また、申請地は未相続地となっておりますが、相続権者のうち、2 分の 1 を超える方からの同意があることを、事務局にて確認しております。

続きまして議案書は 9 ページをご覧ください。案件 3 は、大津乙、田、1,018 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして議案書は 9 ページから 10 ページにまたがり案件 4 と 5 について説明します。

案件 4 と案件 5 は賃借人が同一の案件となっております。

賃借人は現在経営面積が 0 m²となっており、農地台帳の登録がないため耕作計画書が添付されております。

耕作計画書によりますと、申請地はこれまで、賃借人の祖父が借りて耕作していた土地であり、今後は賃借人が耕作を引き継ぐとのことです。なお、賃借人は今回の申請地でイチゴを栽培する予定であるとのことです。

案件 4 は、介良乙、登記地目田、現況畑、999 m²を、15 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

議案書 10 ページの案件 5 は、介良乙、田、1,000 m²を、15 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして議案書 10 ページから 13 ページにまたがり案件 6 から案件 11 につきましては、賃借人がすべて同一の一般財団法人となっております。そのうち 2 件、案件 6 と案件 8 が新規設定となっております。賃借人である法人は、農地所有適格法人ではないため、解除条件付きの賃貸借権の設定となっております。そのため、法人の登記事項証明書、法人定款並びに解除条件付きの農地賃貸借契約書、農業に常時従事する役員が確認できる資料が添付されております。

議案書 10 ページから 11 ページをご覧ください。案件 6 は、土佐山弘瀬、登記地目田、現況畑、575 m²外 4 筆、合計 2,432 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。なお、本件申請地は全て未相続地となっておりますが、相続権者の内、2 分の 1 を超える方からの同意があることを、事務局で確認しております。

続きまして議案書 12 ページをご覧ください。案件 8 は、土佐山高川、畑、1,189 m²、外 1 筆、合計 1,274 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書 15 ページから 19 ページに跨ります案件 14 から案件 23 は、賃借人が同一の関連案件となっております。

なお、賃借人の法人は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを、事務局にて確認しております。

議案書 15 ページの案件 14 は、春野町東諸木、田、3,857 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、案件 15 は、春野町東諸木、登記地目田、現況畑、1,122 m²外 1 筆、合計 1,696 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書 16 ページの案件 16 は、春野町東諸木、田、718 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、案件 17 は、春野町西諸木、田、662 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書 17 ページの案件 18 は、春野町西諸木、田、369 m²外 1 筆、合計 1,336 m²を、5 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

続きまして、案件 19 は、春野町西諸木、田、488 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書 18 ページの案件 20 は、春野町西諸木、田、1,063 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、案件 21 は、春野町東諸木、登記地目畑、現況田、565 m²外 1 筆、合計 3,101 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書 19 ページの案件 22 は、春野町東諸木、田、1,619 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、案件 23 は、春野町秋山、田、594 m²外 1 筆、合計 1,192 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

なお、一連の案件のうち、案件 21 と 22 については、これまで法人の代表者が個人で利用権を設定して借り受けておりましたが、借受人を法人にしたいという理由で、元の賃貸借については、一旦、合意解約をしての申請となっております。農地法第 18 条 6 項の合意解約については、後ほど議案外報告としてご説明いたします。

続きまして、議案書 20 ページの案件 24 は、春野町秋山、登記地目田、現況畑、2,287 m²を、5 年間貸すという賃貸借権の新規設定です。

続きまして、農地中間管理機構が中間管理権を設定して公社が農地を借り受ける件

について、ご説明いたします。議案書は23ページに中間管理権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定するものが6人で延べ7人、利用権の設定を受けるものが1人で延べ7人となっております。土地の内訳は、田が14筆5,366.57㎡となっております。設定の内訳を見ますと、新規設定が9筆で2,357.57㎡、更新設定が5筆で3,009㎡、合計14筆で、5,366.57㎡となっております。中間管理権の期間別の設定状況及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

今月は全体で7件の申請が出されており、内訳は新規設定が4件、更新案件が3件となっております。それでは新規設定の案件のみご説明いたします。

議案書は24ページをご覧ください。案件1は、介良丙、田、242㎡のうち225.20㎡外1筆、合計539.07㎡を、5年間借り受けるという、賃貸借権の新規設定です。貸付予定者は、現地で野菜を栽培する予定とのことです。なお、申請地につきましては未相続地となっておりますが、相続権者のうち2分の1を超える方からの同意があることを、事務局にて確認しております。

案件2は、春野町弘岡上、田、238㎡を、3年間借り受けるという、賃貸借権の新規設定です。なお、貸付予定者は、現地で水稲を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書25ページの案件3は、春野町弘岡中、田、128㎡のうち125㎡外4筆、合計1,058.50㎡を、3年間公社が借り受けるという賃貸借権の新規設定です。なお、貸付予定者は、現地で水稲を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書26ページの案件5は、春野町弘岡下、田、522㎡を、10年間公社が借り受けるという、使用貸借権の新規設定です。なお、貸付予定者は、現地で野菜を栽培する予定とのことです。

貸付予定者の法人は、農地所有適格法人ではないため、公社との貸借は、解除条件付の使用貸借契約となります。

また、申請地は未相続地になっておりますが、相続権者全員の同意があることを確認しております。

以上、計画の内容は、更新の案件も含め、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について計画が妥当なものと決定されますと令和4年6月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三、第四事前審査会です。第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員	貸借権設定の案件1から案件11と、中間管理権設定の案件1について、計画を妥当と認めました。
議長	ありがとうございました。続いて第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	貸借権設定の案件12から案件24と、中間管理権設定の案件2から案件7について、計画を妥当と認めました。
議長	ありがとうございました。事前審査会の報告が終わりました。貸借権設定の案件2については、申請の当事者が農業委員の同居の親族となっておりますので、先に、この案件だけ審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、まずこの件について審議します。 農業委員会等に関する法律、第31条第1項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
委員	(退席)
議長	案件2について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 貸借権設定の案件2につきまして、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。事務局は、委員を復帰させてください。
委員	(着席)
議長	それ以外の案件について審議します。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
西本委員	はい。案件6～11まで(同一の借り受け人の場合)、案件ごとに経営面積を10,443㎡と記載していますが、最後の案件11のところへのみ記載した方が分かり易いと思います。累計の面積と思われるかもしれないと思いますが、どうでしょうか。
竹内係長	申請1件(案件)ごとに経営面積が記載されます。当然累計はされていきません。今現在の経営面積について案件ごとに表示される形となっておりますので、言われる形への議案書の変更はできません。
西本委員	案件ごとに何度も記載されていると、合計の面積があるように思ってしまう。ところが経営面積は10,443㎡。変更できないなら備考欄に書いたらどうでしょうか。検討してください

<p>竹内係長 議 長 委 員 議 長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ありがとうございました。他にご意見やご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>先に審査した案件を除く、すべての案件につきまして、計画を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし) そのように決定いたします。</p>
<p>岡本主査補</p>	<p>議案外の報告を事務局より一括してお願いします。 議案外の案件について、まとめてご報告いたします。 まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書は、29ページから31ページをご覧ください。 今月は6件の届出が出されており、地区の内訳は、五台山が1件、高須が3件、介良が1件、春野が1件となっております。 全ての案件につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、33ページから35ページをご覧ください。 今月は5件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、潮江が1件、長浜が1件、大津が1件となっております。 なお、35ページの案件5につきましては議案書45ページに掲載しております、農地法5条届出の案件21が申請地共通の関連案件でありますので説明いたします。申請地は3名の共有地となっており、5条届出はそのうち1人からの別の共有者への所有権移転の内容となっております。あわせて残り1人からは、案件5の通り、4条届出が提出されており、共有者全員が届出の当事者となっております。なお、この4条及び5条の届出により、土地の所有者は、4条の申請者と5条の譲受人の2名となります。 全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。今月は27件の届出が出されております。 議案書は、37ページから47ページをご覧ください。 今月は27件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が5件、旭が1件、中央が2件、潮江が2件、三里が1件、鴨田が4件、長浜が9件、一宮が1件、介良が2件</p>

となっております。

なお、議案書 38 ページと 39 ページの案件 1 及び案件 3 は、一度、5 条届出の受理の後、譲受人の単有から、2 名の共有に変更したいとのことで、5 条届出を取消し、再度議案書 43 ページから 45 ページにかけましての、案件 17 から案件 20 として届出の提出がなされております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は 49 ページから 52 ページまでをご覧ください。

今月は 5 件の届出が出されており、地区の内訳は土佐山が 1 件、春野が 4 件となっております。

案件 2 及び案件 3 につきましては、第 2 号議案の案件 21 及び 22 と、また案件 4 については、第 1 号議案の案件 6 と、案件 5 については、同じく第 1 号議案の案件 5 と、それぞれ関連案件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書は 54 ページから 56 ページをご覧ください。

今月は 7 件の申請が出されており、地区の内訳は旭が 1 件、秦が 1 件、初月が 1 件、一宮が 1 件、春野が 3 件となっております。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明の交付要件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件についてご報告いたします。議案書は 58 ページから 59 ページをご覧ください。

今月は、5 条届出取消願が 2 件出されており、地区の内訳は、すべて長浜となっております。なお、この 2 件は先ほど、5 条届出の中でご説明しました、届出の再提出のため、最初の届出を取り消す内容となっております。

令和 4 年 3 月 29 日付で取消願が出され、令和 4 年 3 月 30 日付で受理しております。以上で、議案外報告を終わります。

議 長
委 員

議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。
(意見・質問なし)

議 長	ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。 事務局からの連絡がありましたら、お願いします。
事務局連絡	
竹内係長	(「転用許可申請等の結果について(報告)」を説明)
西本委員	春野の案件で、第57回追加議案扱いと書いておりましたが、第57回に諮った案件を修正して出し直すという話だったと思う。元の申請はどういう扱いになっていますか。取下げをしないといけないのではないのでしょうか。
竹内係長	出し直しとなった申請も議案としては第57回の追加としております。当初の5条許可申請については取下げとなっております。
西本委員	分かりました。
近森局長	(「今後のスケジュール(予定)」を説明)
議 長	事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。
西本委員	事前審査会・総会の資料について、1週間前には届けていただきたい。会場へ来て見るのは、責任がある農業委員にとって無理がある。日程が無理なら開催日を遅らせるなり見直しをしてください。次の運営委員会で協議していただきたい。
議 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見・ご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。 その他として、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。
次回農地総会	
議 長	次回の農地総会は、6月8日(水)を予定しております。
閉 会	(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時30分))
議 長	以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 4 年 9 月 7 日

議長 上田博

議事録署名委員 久保 寿美希

議事録署名委員 廣井 千望

議事録作成者 島田 佳史